

緊急要請 「熱中症予防の徹底を！」

平成 22 年 7 月 23 日
奈良 労働 局

7 月 17 日の梅雨明け以降、全国的に猛暑日が続いており、その結果、熱中症で死亡した人や救急車搬送された人が全国的に急増しています。

奈良県では、7 月 22 日現在、熱中症による死亡事案の発生はありませんが、熱中症による救急車搬送件数は、7 月 1 日から 18 日までの間に 50 人にも及んでいます。

気象予報によりますと、今後とも熱中症発症の危険性の高い気候状態が続くとのことですので、昼間の屋外作業のみでなく、屋内作業や夜間作業も含めて、下記の子防対策等の徹底をお願いします。

記

1. 作業環境管理

- ・日よけの設置や通風を良くし、作業中は適宜散水する。
- ・水分、塩分の補給のためスポーツドリンク、氷、冷たいおしぼりなどを配備する。涼しい場所に休憩所を確保する。
- ・作業場所に温度計、湿度計を設置する。できれば、暑さ指数計(WBGT)を配備する。(環境省「熱中症予防情報」サイトも参考としてください。)

2. 作業管理

- ・作業時間の短縮、十分な休憩時間・作業休止時間を確保する。
- ・定期的に水分、塩分を確保するように徹底する。
- ・透湿性、通気性の良い服装を着用する。

3. 健康管理

- ・健康診断の結果に基づく就業上の措置を徹底する。
- ・糖尿病、高血圧症等の熱中症の発症に影響を与えるおそれがある疾患を治療中等の労働者について、作業場所・内容の変更等の措置を講じる。
- ・睡眠不足、体調不良、前日の飲酒等、熱中症の発症に影響を与えるおそれがある健康上の状態を把握し、発症予防に必要な対策を講じる。
- ・作業開始前、作業中の巡視等により作業者の健康状態を確認する。

4. 救急措置

少しでも異常が見られたら、救急車搬送(119番)を要請するとともに、涼しい環境へ避難させ、着衣を脱がせ、水、氷、扇風機などで体を冷やす。